

民生委員による高齢者世帯訪問・調査を行います

問 高齢福祉課 ☎(55)71116

民生委員が、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯のお宅を訪問し、緊急連絡先などの聞き取り調査をします。この調査により台帳を作成し、緊急時の対応などのための基礎資料とさせていただきます。ご協力をお願いします。

▼実施期間／3月上旬～6月上旬

▼対象者／

・昭和24年4月1日以前生まれのひとり暮らし高齢者の方、高齢者のみ世帯の方  
 ・65歳以上75歳未満のひとり暮らしの方で、高齢者世帯台帳の登録を申請された方

ひとり暮らし高齢者世帯台帳への登録を受け付けています

問 高齢福祉課 ☎(55)71116

「ひとり暮らし高齢者世帯台帳」は、ひとり暮らしをされている高齢者の方が、事前に親族の連絡先や、現在の生活状況を登録することで、地区の民生委員が訪問や安否確認の際に活用する制度です。

▼対象者／昭和34年4月1日以前生まれの方で、昼夜を通じてひとり暮らし生活しており、家族などと接することがないため、地域の見守りが必要な在宅の方。ただし、75歳未満で次に該当する方は、周囲の人によって安否が確認でき

る環境です。該当しません。

・経常的に働いている方

・同一敷地内や隣接地に生活している家族などがおり、行き来がある方

・集合住宅の隣接部屋に生活している家族などがおり、行き来がある方

▼申請方法／申請書を高齢福祉課または各支所に提出してください。

※75歳以上の方は、すでに民生委員が訪問している方は申請の必要はありません。

高齢者福祉タクシー料金助成事業が変更されます

問 高齢福祉課 ☎(55)71116

令和6年度より、高齢者福祉タクシー助成事業が変わります。(3月定例会後、実施)

▼対象者／

・80歳以上の方  
 ・65歳以上で要介護1～5の認定を受けている方  
 ・65歳以上で運転ができない方

▼助成料金および枚数／乗車1回につき1枚使用でき、基本料金と迎車回送料金を助成します。交付枚数は年間(年度)24枚です。

▼受付開始日／3月26日(火)～

※3月・4月は大変込み合います。

お急ぎでない方は、時期をずらしてお越しください。

▼利用の範囲／愛西市・海部津島地区・稲沢市(利用目的による制限なし)

持参するもの  
 ・対象者の本人確認書類  
 (申請者が本人以外の場合は、その方の本人確認書類もご持参ください。)  
 ※令和6年度より愛西市高齢者福祉タクシー料金助成受給資格者証明書は必要なくなります。

▼申請先／高齢福祉課または各支所

	現行	変更後
対象者	・80歳以上のすべての方 ・65歳以上のひとり暮らしの方 ・65歳以上の高齢者のみの世帯の方	・80歳以上の方 ・65歳以上の要介護1～5の方 ・65歳以上の運転ができない方
利用区間	居宅と公共施設および医療機関の間	愛西市・海部津島地区・稲沢市(利用目的は制限なし)
申請時に必要な物	・愛西市高齢者福祉タクシー料金助成受給資格者証明書	・対象となる方の本人確認書類 ・申請者が対象者と異なる場合は、申請者と対象者の本人確認書類が必要となります。

障害者等の福祉タクシー料金助成事業

問 社会福祉課 ☎(55)71115

タクシーを利用する場合の基本料金と迎車回送料金を助成しています。利用券は年間(年度)24枚です。

▼受付開始日／令和6年度分は3月26日(火)～

※3月・4月は大変込み合います。

お急ぎでない方は、時期をずらしてお越しください。

▼対象者／次のいずれかを所持している方

・身体障害者手帳1～3級  
 ・療育手帳AまたはB  
 ・精神障害者保健福祉手帳  
 ・被爆者健康手帳

▼持参するもの／

該当しているいずれかの手帳  
 ・来庁者の本人確認ができるもの  
 ▼申請先／社会福祉課または各支所

